

# 4 日常生活の援助

## 補装具購入（修理）・借受け費の給付

- ①対象者 身体障害者手帳を交付されているかた、または、政令で定める難病等のかたで、補装具により身体の欠損または損なわれた身体機能を補完または代替できるかた

種 目
義肢・装具・座位保持装置・視覚障がい者安全つえ・義眼・眼鏡・補聴器・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置修理）・車椅子・電動車椅子・歩行器・重度障がい者用意思伝達装置・歩行補助つえ（一本つえを除く）
【児童のみ】 座位保持椅子・起立保持具・頭部保持具・排便補助具

障がいの部位等により、対象となる種目が異なります。

- ②内容
- 身体の障がいを補って職業、その他日常生活の能率の向上を図るために補装具費を給付します。
  - 購入、修理および借受けをする前に申請が必要です。既に自費で購入された場合および他法（労働者災害補償保険法・介護保険法等）の適用になる場合は給付の対象にはなりません。

申請に必要なもの

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証または、診断書等の対象疾患がわかるもの。（政令で定める難病等に罹患していることにより給付を希望する場合）

最初のページを見てのう！



マイナンバー必要

- 香川県障害福祉相談所の判定または指定自立支援医療機関が作成した意見書が必要なものがあります。
- 補装具費給付後、一定期間（耐用年数）は給付できません。
- 一部の補装具については、条件により借受けもできます。
- 自己負担は、基準額の原則 1 割ですが、所得区分による負担上限月額があります。ただし、基準額を超えた額についてはすべて自己負担となります。

区分	世帯の状況	自己負担額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般世帯	市民税課税世帯	37,200 円

- なお、対象者が 18 歳以上の場合、世帯の中に市町村民税所得割額が 46 万円以上のかたがいる場合には、給付の対象になりません。

# 4 日常生活の援助

○所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上	障がいのあるかたとその配偶者
18歳未満	保護者の属する住民基本台帳での世帯

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

## 難聴児補聴器購入費用の助成

①対象者 市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の18歳未満の難聴児

②内容

- 当該難聴児に係る補聴器の購入または耐用年数を経過した後に補聴器を更新する費用の一部を助成します。
- 購入または更新する前に申請が必要です。既に自費で購入された場合は助成の対象にはなりません。
- 申請に必要なもの
  - ・ 指定医療機関の医師が作成した意見書
  - ・ 補聴器専門店が作成した見積書
- 給付後、原則として5年は給付できません。
- 助成の額は、次の表の基準価格の100分の106に相当する額に3分の2を乗じた額のうち、購入費用として市長が必要と認めた額です。

最初のページを見てのう！



マイナンバー必要

補聴器の種類	基準価格
ポケット型	41,600円
耳かけ型	43,900円
耳あな型（レディメイド）	87,000円
耳あな型（オーダーメイド）	137,000円
骨導式ポケット型	70,100円
骨導式眼鏡型	120,000円
軟骨伝導補聴器	120,000円

- (注1) イヤーモールドを必要とする場合は、基準価格に9,000円を加算する。
- (注2) ダンパー入りフックとした場合は、基準価格に240円を加算する。
- (注3) 平面レンズを必要とする場合は、基準価格に1枚につき3,600円を加算する。

## 4 日常生活の援助

○なお、世帯の中に市町村民税所得割額が 46 万円以上のかたがいる場合には、給付の対象になりません。

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

### 日常生活用具購入費の給付

①対象者 障がい者手帳を交付されているかた、または、政令で定める難病等のかたで、障がいにより日常生活用具を必要とする在宅で生活するかた

②内容 ○日常生活における困難の改善や自立した生活の支援、かつ、社会参加を促進するために購入する日常生活用具の費用の一部を給付します。

○購入する前に申請が必要です。既に自費で購入された場合は給付の対象になりません。

○申請に必要なもの

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 市の定める診断書（政令で定める難病等に罹患していることにより給付を希望される場合）
- ・ 日常生活用具のカタログ（性能・機能がわかるもの）
- ・ 日常生活用具の見積書
- ・ 改修前の写真（住宅改修費を希望する時のみ必要）

○日常生活用具費給付後、一定期間（耐用年数）給付できません。

○自己負担は、原則それぞれの日常生活用具の基準額の 1 割です。ただし、基準額を超えた額についてはすべて自己負担となります。

区分	世帯の状況	自己負担額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般世帯	市民税課税世帯	基準額の 1 割

○所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上	障がいのあるかたとその配偶者
18 歳未満	保護者の属する住民基本台帳での世帯

# 4 日常生活の援助

## 【日常生活用具の種目】

種目		対象者	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊マット	下肢機能または体幹機能障がい1級の者 下肢機能または体幹機能障がい1級または2級の児童 最重度または重度の知的障がい者（児） 難病等によりねたきりの状態にある者（児）	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢機能または体幹機能障がい1級の者 難病等により自力で排尿できない者（児）	5年	67,000円
	特殊寝台	下肢機能または体幹機能障がい1級 または2級の者（児）	8年	154,000円
	体位変換器	難病等によりねたきりの状態ある者（児）	5年	15,000円
	入浴担架	下肢機能または体幹機能障がい1級 または2級の者（児）	5年	82,400円
	移動用リフト	下肢機能または体幹機能障がい1級 または2級の者（児） 難病等により下肢または体幹機能に障がいのある者（児）	4年	159,000円
	訓練いす	下肢機能または体幹機能障がい1級 または2級の児童	5年	33,100円
訓練用ベッド	下肢機能または体幹機能障がい1級 または2級の児童 難病等により下肢または体幹機能に障がいのある者（児）	8年	159,200円	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい1級または3級の者（児）	5年	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい1級または3級の者（児） 難病等により呼吸器機能に	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	障がいのある者（児）	5年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法を受けている者	10年	17,000円
	視覚障がい者用 体温計	視覚障がい1級または2級の者（児）で、 視覚障がい者のみの世帯および	5年	9,000円
	視覚障がい者用 体重計	これに準ずる世帯のもの	5年	18,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な障がい者（児）	5年	157,500円

# 4 日常生活の援助

自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢機能または体幹機能障がい者（児） 難病等により入浴に介助を要する者（児）	8年	90,000円
	便器	下肢機能または体幹機能障がい1級または2級の者（児）	8年	4,450円
		難病等により常時介護を要する者（児）		手すり付きの場合 9,850円
	T字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢機能もしくは体幹機能障がい者（児）	3年	木材 2,200円 軽金属 3,000円
	移動・移乗支援用具 （歩行支援用具）	平衡機能または下肢機能もしくは体幹機能障がい者（児） 難病等により下肢または体幹機能に障がいのある者（児）	8年	60,000円
	頭部保護帽	平衡機能または下肢機能もしくは体幹機能障がい者 てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい者（児）・精神障がい者	3年	12,160円
	特殊便器	上肢機能障がい1級または2級の者（児） 最重度または重度の知的障がい者（児） 難病等により上肢機能に障がいのある者（児）	8年	151,200円
	火災警報器	障がい種別にかかわらず火災発生の感知・避難が困難な重度の障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯のもの	8年	15,500円
	自動消火器		8年	28,700円
	電磁調理器	視覚障がい1級または2級の者 最重度または重度の知的障がい者	6年	41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい1級または2級の者（児）	10年	7,000円	
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級の者（児）	10年	87,400円	
排泄管理支援用具	ストマ装具	ストマ造設者（児）	—	【月額】 消化器系 8,600円 尿路系 11,300円
	紙おむつ等（紙おむつ、浣腸用具、サラン、ガーゼ等）衛生用具	高度の排便・排尿機能障がい者（児） 脳原性運動機能障がい者（児）	—	【月額】 紙おむつ等 12,000円
	収尿器	高度の排尿機能障がい者（児）	—	8,500円

# 4 日常生活の援助

情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい者（児）または肢体不自由者（児）であって発声発語に著しい障がいを有するもの	5年	98,800円
	情報通信支援用具 （パソコン周辺機器、ソフト等）	上肢機能または視覚障がい1級または2級の者で、周辺機器を利用しなければパソコンの使用が困難なもの	—	購入費用の2/3 上限100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障がい1級または2級かつ聴覚障がい2級の重度重複障がい者	6年	383,500円
	点字器	視覚障がい者（児）	7年	10,400円
	点字タイプライター	視覚障がい1級または2級の者（児）で就労・就学しているか、就労・就学が見込まれているもの	5年	63,100円
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい1級または2級の者（児）	6年	89,800円
	視覚障がい者用活字文章読上げ装置	視覚障がい者（児）	6年	115,000円
	視覚障がい者用読書器	視覚障がい者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	8年	198,000円
	視覚障がい者用時計	視覚障がい1級または2級の者	10年	13,300円
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者（児）または発声・発語に著しい障がいを有する者（児）で、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	5年	71,000円
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者で本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年	88,900円
	人工喉頭	喉頭摘出をした者	5年	70,100円
	視覚障がい者用ワードプロセッサ	視覚障がい者（児）が共同利用するのを目的に設置する身体障がい者福祉センター・点字図書館	—	1,030,000円
	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者（児）	—	一般図書の購入価格相当額を除く価格
	視覚障がい者用地デジ対応ラジオ	視覚障がい1級または2級の者（児）	5年	29,000円
	人工内耳外部装置	聴覚障がい者（児）であって、現に装着している外部装置が5年以上経過しているもの（医療保険が適用できる場合を除く。）	5年	片耳あたり 200,000円
	人工内耳用電池	聴覚障がい者（児）であって、現に人工内耳を装着しているもの	—	片耳あたりの月額 2,000円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 下肢機能または体幹機能障がいもしくは乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障がい1級から3級の者（児） 難病等により下肢または体幹機能に障がいのある者（児）	1回限り	200,000円	

## 4 日常生活の援助

### 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

- ①対象者 市内に住所を有する在宅の小児慢性特定疾病児で、日常生活用具を必要とされるかた。
- ②内容 ○日常生活の便宜、福祉増進を図るため、日常生活用具の費用の一部を給付します。  
○購入する前に申請が必要です。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

### 在宅ねたきり高齢者・障がい者紙おむつ給付事業

- ①対象者 下記の条件をすべて満たすかた
- 身体障害者手帳または療育手帳で該当の場合
    - ・ 在宅の18歳以上のかた
    - ・ 身体障害者手帳1級、2級または療育手帳㉠、Aのかた
    - ・ 常時おむつを必要とするかた
  - 介護保険で該当の場合
    - ・ 在宅の40歳以上のかた
    - ・ 介護保険の要介護認定が要介護3以上のかた
    - ・ 常時おむつを必要とするかた
- ②内容 ○家庭において、おむつを必要とする重度心身障がいまたはねたきりや認知症の高齢者のかたに紙おむつを給付して、その生活を支援し、また、介護するかたの援助をするものです。
- 種類は、フラット・尿とりパッド・リハビリパンツ・テープ止の4種類で、種類により枚数は異なりますが、1か月あたり34～117枚を給付します。
- 申請の際、地区の民生児童委員の証明が必要です。
- 申請された月の翌月から、毎月民生児童委員によって配布されます。
- 3か月を超えて入院した場合、施設に入所した場合は受給権がなくなります。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007  
かいご課 介護保険係 44-5090

## 4 日常生活の援助

### 住宅改造費の助成

- ①対象者 65歳未満の視覚障がい1級～2級、肢体不自由1級～2級（視覚障がいと肢体不自由の重複により2級のものを含む）のかたが属する世帯で、前年の所得税が非課税の世帯の生計中心者
- ②内容
- 身体障がいのあるかたの日常生活を容易にするため、現に居住し、または居住しようとする住宅の中で、当該障がいのあるかたにとって真に改造を必要とする箇所の改造工事費を補助します。なお、住宅の購入、新築、増築、全面的な建替工事は対象となりません。また、既にこの事業による改造工事を行った住宅、および着工している改造工事は対象となりませんので、事前にご相談ください。
  - 日常生活用具購入費の給付の「居宅生活動作補助用具」の対象となるかたは、「居宅生活動作補助用具」が優先されます。また、介護保険制度の対象となるかたは、介護保険の「住宅改修費支給制度」が優先されます。
  - 補助の金額は、実際の工事費と100万円を比して、少ない方の金額の3分の2を補助します。日常生活用具購入費の給付または介護保険制度の対象となるかたで、改修費が20万円を超えた場合（20万円までは日常生活用具または介護保険制度を利用）は、その超えた金額（80万円を限度とする）の3分の2を補助します。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007